

# 会 計 規 定

この会計規定は、組合の資金及び会計の公正なる処理と組合の財政的基礎の確立を期するために定められたものであるから、組合の資金及び会計に関与する者は、常にこの規定の定めるところに従い、その運用を誤らぬようにしなければならない。

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 組合の資金及び会計の処理については、すべて組合規約、会計規定及び諸規定によらなければならない。
- 第 2 条 中央執行委員会は、資金及び会計の確立と適正な運用について、その責に任ずる。従って執行委員は、この規定に定めるところにより取扱う業務について、その責を免れることはできない。
- 第 3 条 組合の財産の管理及び収入と支出の事務は、組合の規約ならびに事業規定の定めるところにより、書記局において取り扱うものとする。

## 第 2 章 資 金

- 第 4 条 組合の資金は、一般資金、闘争資金とに分ける。
- 第 5 条 一般資金は組合の日常活動についての資金の支出に充て、その運用は別に定める一般資金会計規定ならびに大会の決定によるものとする。
- 第 6 条 闘争資金は、闘争時における資金であり闘争資金会計として積立て運用は別に定める闘争資金積立規定、組合活動犠牲者救護規定ならびに大会の決定によるものとする。
- 第 7 条 闘争資金は、中央闘争委員会または犠牲者救護運用委員会の決定により支出することが出来る。
- 闘争資金の支出開始日時及び停止の日時については、中央闘争委員会または犠牲者救護運用委員会の責任において行い、全支部分会に明示しなければならない。
- 前項の支出開始の日時、及び停止日時については大会の議決による。
- 但し、やむを得ざる場合、停止の日時については中央執行委員会の責任において行なうことが出来る。
- (但し、闘争資金特別会計の支出についてはこの限りではない。)
- 第 8 条 闘争資金支出の開始より停止の日まで一般資金の支出は停止するが、組合活動の日常活動の範疇にあたる支出については中央執行委員会の責において一般資金より支出することができる。
- 第 9 条 闘争資金の積立て保管の方法は、大会の議決によりその具体的取扱いはすべて執行委員会において行う。
- 第 10 条 組合員が組合員たる資格を失わぬ限り、闘争資金の積立は行わねばならない。

## 第 3 章 予 算

- 第 11 条 中央執行委員会は定期大会までに予算案を作成しなければならない。
- 第 12 条 予算を変更し、または総額を変更しようとするとき、及び繰越金の流用につい

ては、必ず次の手続きをとり、且つ決定したときは会計監査に通知する。

1. 予算の総額を変更しようとするとき、または繰越金の使用については、大会の承認を得なければならない。
2. 各勘定科目・口座の流用は中央執行委員会の責任において行い、大会に対し、事由を附して報告するものとする。  
また、予備費の使用については、大会の承認を得なければならない。
3. 前 2 項以外のものでも、組合の業務に重大な影響を与える恐れのあるものは大会の審議を経るものとする。

#### 第 4 章 一般資金会計

- 第 13 条 仮払金、未払金、物品の取得、資産及び負債の内容を変更するについてはその金額が 5 万円以上の場合には大会の承認を得なければならない。但し、やむを得ぬときは中央執行委員会の責任において支出することができるが大会の追認を得るものとする。
- 第 14 条 組合に対する寄付金の受入れは、中央執行委員会においてその可否を決定し且つ受け入れたものについては大会に報告しなければならない。
- 第 15 条 外部に対する寄付金と外部団体を通じての支援金については、大会の予算の中で対外支援の口座に計上して、その中から支出する。  
その結果については、大会の中で報告するものとする。
- 第 16 条 組合員が死亡した場合、金 10 万円の弔慰金を贈る。

#### 第 5 章 帳 簿

- 第 17 条 組合の資金及び会計についてのすべての状況を記録するために書記局に次条に定める帳簿を具備する。  
伝票によるすべての収支は必ず帳簿に記帳しなければならない。
- 第 18 条 前条の書記局に具備する帳簿は次の通りとする。  
尚、一部積立金明細帳と預金台帳と兼ねてもさしつかえない。
- (1) 資 産 台 帳
  - (2) 一般資金会計現金出納帳
  - (3) 一般資金会計預金出納帳
  - (4) 一般資金会計経費明細帳
  - (5) 預 金 台 帳
  - (6) 組合費徴収簿
  - (7) 闘争資金積立明細帳
  - (8) 闘争資金出納帳

#### 第 6 章 決 算 報 告

- 第 19 条 中央執行委員会は半期に 1 回、当該期間の一般資金会計及び闘争資金会計の収支明細と残高状況を各支部、分会及び会計監査に報告しなければならない。
- 第 20 条 中央執行委員会は、任期中の一般資金会計及び闘争資金会計の決算報告書並びに財産目録を作成し会計監査及び公認会計士の監査を受けたのち大会に報告し

承認を得なければならない。

第 21 条 中央執行委員会は、闘争資金の支出があった場合、その期間における収支の状況及び支出停止日の残高について報告書を作成し大会に報告しなければならない。

## 第 7 章 監 査

第 22 条 会計監査は、第 24 条による決算書に基づき監査をなし、その結果を大会に報告するとともに、すくなくとも年 2 回、資金及び会計の状況につき監査を行わなければならない。

第 23 条 中央執行委員会及び書記局は、会計監査より監査を行うべき旨の通告があったときはこれを拒むことは出来ない。  
但し、業務その他やむを得るときは、会計監査の承認を得てその日時を変更することができる。

第 24 条 会計監査は、次の事項につき監査を行わなければならない。  
但し、期間中の監査においては一部省略することができる。

1. 決算報告書に記載された金額と帳簿における残高との誤差の有無。
2. 伝票の記載事項及び捺印等の要件具備の有無。
3. 領収書その他証明書類添付の有無。
4. 伝票の収支について帳簿記入の有無、又伝票にもとづかざるものの帳簿記入の有無。
5. 帳簿上の残高と実査結果との一致の有無。
6. 一般資金及び闘争資金に関して夫々の積立及び保管状況の良否。
7. 資産及び帳簿・伝票の保管状況の良否。
8. 仮払金、未収金及び未払金の内容の良否。
9. 備品、消耗品等の購入価格の適否。
10. その他必要なる事項。

## 第 8 章 書類の保存

第 25 条 帳簿及び伝票書類ならびに証拠書類は、期末決算後少なくとも 3 年間は書記局において保存しなければならない。

## 第 9 章 附 則

第 26 条 この規定は昭和 52 年 8 月 1 日より実施する。

(S59.8 改定) (S60.8 改定) (H4.8 改定) (H5.8 改定) (H19.3 改定) (H21.8 改定)  
(2022.8 改定)